宮城南部地域森林計画変更計画書

（宮城南部森林計画区）

令和７年12月策定
令和　年　　月変更（第一次）

計画期間　〔自　令和　8年4月　1日
　　至　令和18年3月31日〕

宮　城　県

この地域森林計画変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第５条第５項の規定に基づき、宮城南部地域森林計画の「Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方」「Ⅲ 計画事項」の一部を次のとおり変更するものである。

なお、この変更計画は、令和９年４月１日から適用する。

変更計画のあらまし

○　地域森林計画の樹立のない年は、計画対象森林の異動に伴う変更事項等について、変更計画を作成しています。

○　今年度は、全国森林計画の変更及び森林面積の異動等を踏まえ、「Ⅱ 計画樹立に当たっての基本的考え方」の「第３ 森林の整備及び保全の推進方向」並びに「Ⅲ 計画事項」の「第１ 計画の対象とする森林の区域」「第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項」「第３　森林の整備に関する事項」「第４　森林の保全に関する事項」「第６ 計画量等」を変更しました。

目　　次

Ⅱ　計画樹立に当たっての基本的考え方

第３　森林の整備及び保全の推進方向

１　持続可能な森林経営の推進　・・・

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 ・・・

第６　計画量等
１ 伐採立木材積 ・・25
２ 森林施業面積 ・・25
３ 人工造林及び天然更新別の造林面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
４　林道の開設及び拡張に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(1) 林道の開設 ・・ 26
(2) 林道の拡張 ・・ 28
５　保安林整備及び治山事業に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（附）　参 考 資 料
２　森林の現況（地域森林計画対象森林） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(1) 齢級別森林資源表 ・・ 34
(2) 制限林普通林別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(3) 市町村別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(4) 所有形態別森林資源表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
３　林業の動向 ・・ 42
(3) 森林経営管理権及び森林経営管理実施権の設定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
４　林地の異動状況（地域森林計画対象森林） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

Ⅱ　計画樹立に当たっての基本的考え方

第３　森林の整備及び保全の推進方向

前述の課題を踏まえ、長期的な視点に立ち、全国森林計画に即して、本計画における森林の整備及び保全の推進方向を次のとおり定める。

１　持続可能な森林経営の推進

人工林の適切な保育及び間伐を実施するとともに、長伐期施業、複層林施業又は広葉樹林施業などにより多様な森林整備を推進して、健全な森林を育成することにより安定的な木材生産ができる森林の整備を図るとともに、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地においては、特に効率的な施業が可能な森林の区域等の設定等により、主伐後の再造林を確保し、持続可能な森林経営を推進する。

２　重視すべき機能に応じた多様な整備及び保全

森林の有する諸機能のうち、水源涵養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」、快適な生活環境の形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健文化機能維持増進森林」、木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、これらの機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施を推進し、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病害虫等被害の防止対策、スギ等の花粉発生源対策の加速化等により、多様な森林資源の整備及び保全を図る。

なお、「木材等生産機能維持増進森林」では、育成林の適切な施業ーとりわけ利用期を迎えた人工林の適切な主伐と再造林の確実な実施により、効率的な林業生産と資源の育成を推進する。

３　林業生産基盤の整備

森林の経営管理に必要な権利の集積と経営管理の集約化（以下「森林の集積・集約化」という。）によって、造林、保育、間伐、伐採などの森林施業や森林の保全・管理を効率的に進めるとともに、農山村地域の振興にも資するため、計画的に林道等の路網を整備する。

４　森林施業の合理化の推進

森林整備を着実に推進するため、森林の集積・集約化、林業機械の配備及び効率的な作業システムの普及を図るとともに、積極的に林業従事者の育成・確保を図っていく。

加えて、レーザ計測等のリモートセンシングによる森林資源情報や地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、路網整備の効率化、効果的な治山施設の配置等を推進する。

５　森林の保全・管理の推進

保安林等を適切に配置するなど、県民が安全・安心に暮らせる森林の保全及び管理を進める。また、レクリエーションや保健・文化・教育の場として利用できる森林の整備を進める。

Ⅲ　計 画 事 項

第１　計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の２第１項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

（単位 面積：ha）

区　分		森林面積	変更前面積	比較増減
計画区総数		107,194.81	107,166.46	28.35
大河原地方振興事務所管内	白石市	14,818.42	14,769.15	49.27
	角田市	5,556.25	5,558.60	△ 2.35
	蔵王町	5,184.79	5,184.26	0.53
	七ヶ宿町	8,731.55	8,732.92	△ 1.37
	大河原町	712.27	712.27	－
	村田町	3,738.34	3,740.95	△ 2.61
	柴田町	1,893.39	1,897.64	△ 4.25
	川崎町	12,412.56	12,414.26	△ 1.70
	丸森町	16,754.50	16,754.10	0.40
	計	69,802.07	69,764.15	37.92
仙台地方振興事務所管内	仙台市	25,477.35	25,479.96	△ 2.61
	塩竈市	219.23	219.23	－
	名取市	2,661.64	2,663.01	△ 1.37
	多賀城市	34.46	34.46	－
	岩沼市	1,242.47	1,249.07	△ 6.60
	亘理町	1,010.19	1,010.18	0.01
	山元町	1,952.81	1,952.81	－
	松島町	2,516.43	2,518.20	△ 1.77
	七ヶ浜町	181.21	181.21	－
	利府町	2,096.95	2,094.18	2.77
	計	37,392.74	37,402.31	△ 9.57

＊ 森林計画図：5,000分の１の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

（注）　森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県林業振興課及び大河原・仙台の各地方振興事務所に配備している。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	林木の樹冠＊１及び根系の発達が良好で、団粒構造＊２がよく発達し、かつ、粗孔隙＊３に富む森林土壌を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能、土壌保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷 土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活 動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮する機能であるが、特に属地的に機能が発揮されるものとしては、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林
地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮する。

＊1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

＊2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壌の表層部分で比較的柔らかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壌

＊3 粗孔隙：土壌の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を下表のとおりとする。

下表に基づいた取組に当たり、現況が人工林のうち、林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や、森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。

また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小・分散を図る。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壌保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山林等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地 条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を 推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適した森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進する。 また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

この標準的な方法は、森林の有する公益的な機能の発揮と林地生産力の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐、択伐の別に具体的に定めるものとする。

この際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとする。また、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

さらに、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）、伐採後の適確な更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等について、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえた方法とする。人工林の主伐については、樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、特に花粉の発生源となるスギ等人工林については、伐採・植替えの促進に努める。

また、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹　種	生　産　目　標	胸 高 直 径（㎝）	主伐時期の目安（年）
ス　ギ	一 般 小 径 材	２３	３５
	一 般 中 径 材	２８	５０
	大　径　材	３４	７０

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針　　（単位：年）

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
３５	４０	３５	３０	４０	１０	２０

(3) その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原生的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

＊ 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

2　造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然的条件や木材需要にも配慮して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえて、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは避けるとともに、広葉樹等の郷土樹種も考慮した選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長等に優れたエリートツリーなどの特定母樹由来の苗木や花粉発生源対策の加速化に資する花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努める。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業、地域の条件に応じた低密度植栽（1,000～2,000本/ha）の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

(ｱ) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

植栽本数の基準

樹　種	生　産　目　標	１ヘクタール当たりの植栽本数	備　考
ス　ギ	一　般　材	３，０００ 本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗，大苗等）による場合は、１ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壌条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒ ノ キ	一　般　材	３，０００ 本	
アカマツ	一　般　材	４，０００ 本	

(ｲ) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、２年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐*1により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の５年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根本直径等の対象森林の現況、周辺森林を踏まえた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然的条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ類等を主体とする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、（附）参考資料６（１）の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽*2の優劣が明らかとなる３年目ごろ（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、３年を経過する前後）に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たり３～５本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

＊1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

＊2 ぼう芽（萌芽）：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽力が強いため、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年３月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、基準を定める。

(4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

3　間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35％以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においての森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

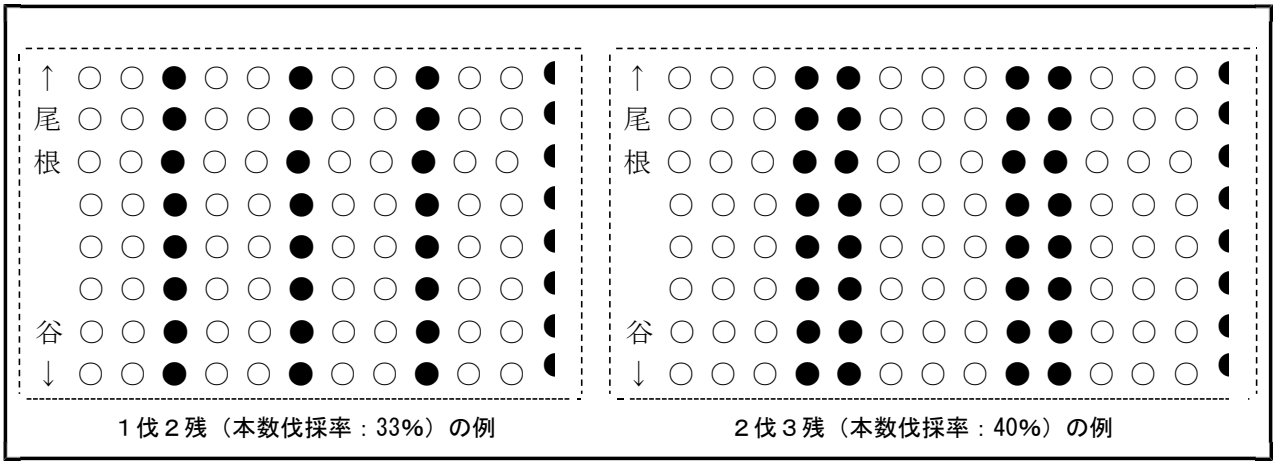
間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期（年）【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	１５年 【２６％】	２０年 【２８％】	２５年 【２６％】	※ ３５年 【２７％】	※ ５０年 【３０％】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図[*1]及び林分収穫表[*2]等によって、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」（昭和54年３月・宮城県林政課）及び「長伐期施業の手引」（平成６年４月・宮城県林政課）等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	１０年 【１４％】	１６年 【２０％】	２１年 【２５％】	３０年 【２２％】	※ ４０年 【２９％】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	１８年 【２９％】	２３年 【２９％】	３０年 【２８％】	※ ４２年 【２９％】	※ ６５年 【２８％】	
アカマツ	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	２０年 【２５％】	３０年 【１７％】	※ ４０年 【２０％】	－	－	

（注）　※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、列状間伐の導入や林業機械の活用による効率的な施業の実施を図る。

列状間伐の模式図（例）（●：伐採木、○：保残木）



１伐２残（本数伐採率：33%）の例　　２伐３残（本数伐採率：40%）の例

＊1 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を１つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

＊2 林分収穫表：樹種別、地位（林地の生産力を表す指数）別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、目標樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：１回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										◎：２回刈り
アカマツ	○	◎	○	○	○											

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○					○	
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

＊ 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に 当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領」（昭和52年１月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第２の１の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

(ｱ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ｲ) 属地的に発揮される機能（山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）を重視したもの

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能、土壌保全機能を重視したもの。）

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を重視したもの。）

イ　施業の方法に関する指針

(ｱ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小・分散を図ることとする。

(ｲ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採面積の縮小・分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第２の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。

また、当該区域のうち、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６(3)の特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定する。

イ　施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然的条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区[*1]の形状、保護樹帯[*2]の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新[*3]を実施する。当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行う。

また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

＊1 伐区：一団の伐採の区域

＊2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

＊3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道[*1]等の開設及び改良については、本書Ⅲ第２に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道[*2]等の計画的な整備を推進する。

また、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、気候変動に伴う災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状　　単位 延長：km

区　分	路線数	延長
基幹路網	244	492
うち林業専用道	―	―

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道[*3]」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110 以 上	35 以 上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85 以 上	25 以 上
	架線系作業システム	25 以 上	25 以 上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60〈50〉以 上	15 以 上
	架線系作業システム	20〈15〉以 上	15 以 上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以 上	5 以 上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

＊1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。

＊2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。

＊3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返しの使用に耐える丈夫な構造となっている。

(3) 路網[*1]整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとまりのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網[*2]の整備と効率的な森林施業を推進する。

立地条件や森林の資源状況を勘案し、森林の集積・集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、「林道規程」（昭和48年４月１日48林野道第107号林野庁長官通知）、「宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針」に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ　更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、また、全国森林計画第４表（２）「搬出の方法を特定する森林」の指定基準に基づき、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を来すと認められる森林は、本計画区においては該当ない。

＊1 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。

＊2 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため、森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成や施業の受委託、林業事業体の体質強化を図るとともに、林業適地の人工林における特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等の積極的な推進、当該区域における路網整備、森林の集積・集約化、作業システムの高度化、木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア　森林の集積・集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を推進する。

イ　森林の施業又は経営の委託の促進

森林経営管理制度や森林経営計画制度等の活用やそのために必要な森林関連情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業又は経営の委託を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により森林資源情報の整備を促進し、面的な集約化を図る。

ウ　森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、市町村森林整備計画に即した施業実施協定・施業施設協定の締結等を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については県が公表する林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を推進する。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を推進する。

加えて、森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め、市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

４(2)の木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

イ　施業の方法に関する指針

施業の方法として、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。また、主伐後は持続的・安定的な木材等の生産が行われるよう、原則として植栽による更新を行う。加えて、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア　林業事業体の体質強化

長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、スマート林業技術の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

イ　林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や技能等の客観的評価の促進等を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。

また、林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い、間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方、新規就業の円滑化を図るため、就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど、「林業労働力確保支援センター*1」を中心として林業関係団体等が密接に連携し、林業への就業の促進を図る。

あわせて、地域の実情に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組む。

ウ　林業後継者の育成

農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、林業研究グループ※2等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。

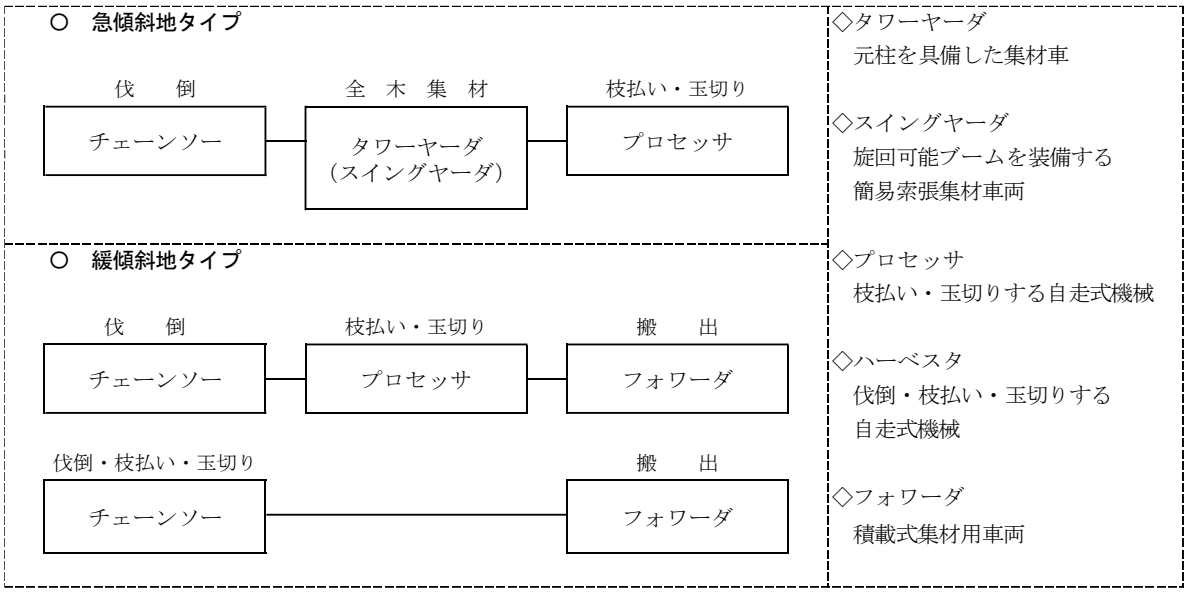
＊1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談、林業従事者の技能研修の実施など、林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

＊2 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため、地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された林業機械の導入を推進する。導入に当たっては、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林業機械を活用した効果的な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合、より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム



(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア　木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業体が、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など、合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めるとともに、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

さらに、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直しを進める。

木材の加工については、木材加工施設の生産性向上や供給力強化、生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進するとともに、事業の共同化、銘柄化の体制の整備に努める。

イ　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため、「流域森林・林業活性化センター*1」が中心となり、地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(7) その他必要な事項

ア　多様な主体の参画による山村振興と森林空間の利用

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業・木材産業の成長・発展や森林空間の活用を含む「森業」等を推進し、就業・収入機会の創出による移住・定住の促進を図るとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し、関係人口の創出・拡大を図ることとする。また、自伐型林業等の民間事業者や地域住民、ＮＰＯ等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進する。

イ　民間連携等による気候変動対策と生物多様性保全の推進

生物多様性の保全と気候変動対策を一体的に推進するため、Jークレジット制度等の活用による森林由来吸収量のクレジット化や、企業・NPO等との協働による森林保全（ESG投資・カーボンオフセットの導入）を推進する。また、国際目標である「30by30」の達成に向け、地域住民や民間の主体的な保全活動がなされている優良な森林について「OECM（自然共生サイト）」等の認定・登録を促進し、民間企業を活用した持続的な保全管理体制の構築を図る。

＊1 流域森林・林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため、流域を基本単位として、関係者の合意形成の場として県、市町村・林業団体、木材関連団体などで組織された任意団体。宮城県では、令和７年度に宮城南部と宮城北部のセンターが統合され、「宮城森林・林業活性化センター」が設置されている。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、雪崩防止、落石防止及び魚つきの各保安林*1に指定されている森林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その地区及び面積等については、別表のとおり定める。

なお、伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の低下を防止するため、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

地形、地質、土壌等から判断して、搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり、林産物の搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障を来す森林については、本計画区において該当ない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の

保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、そ の態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。林地への再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。

また、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発制度を厳格に運用していく。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宮城県知事が指定する規制区域*2の森林の土地においては、森林の谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

＊1 保安林：水源の涵養（かん）、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

＊2 規制区域：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定する「特定盛土等規制区域」からなる。宮城県では、令和7年度に当該区域の指定及び許可等業務が開始した。

別表　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

（単位 面積：ha）

所在	市町村	面積	留意すべき事項	備考
計画区総数		19,722.56	森林が有する水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止等の機能が低下しないように適正な管理及び適切な施業の実施を図ること。	
大河原地方振興事務所管内	白石市	4,154.47		
	角田市	373.53		
	蔵王町	778.86		
	七ヶ宿町	4,121.74		
	大河原町	－		
	村田町	653.53		
	柴田町	161.19		
	川崎町	2,475.03		
	丸森町	2,278.27		
	計	14,996.62		
仙台地方振興事務所管内	仙台市	3,968.24		
	塩竈市	1.12		
	名取市	39.25		
	多賀城市	－		
	岩沼市	70.27		
	亘理町	34.51		
	山元町	132.94		
	松島町	9.25		
	七ヶ浜町	－		
	利府町	470.36		
	計	4,725.94		

２　保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業*1を行う必要がある場合、保安施設地区*2を指定する。

(3) 治山事業*3の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、森林病害虫や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採など関係者と連携して取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林*4については、本書Ⅲの第２の１に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第３の１に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第３の２に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第３の３に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林*5とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

＊1 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。
＊2 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。
＊3 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。
＊4 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林
＊5 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壌等の自然的条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

３　鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

イ　鳥獣害の防止に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

⑴ 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

⑵ 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

近年、奥羽山脈等の奥山から中山間地域、さらには平野部の市街地周辺に至るまで、ツキノワグマやイノシシ等の野生鳥獣の出没が頻発し、農林業被害や人身被害のリスクが高まっている。

このため鳥獣害防止森林区域の設定の有無にかかわらず、特にツキノワグマに関しては、「クマ被害対策パッケージ」（令和７年11月）や「宮城県ツキノワグマ第二種特定鳥獣管理計画」（令和４年３月）等の鳥獣保護管理に関する方針と連携し、人と野生鳥獣との確実なすみ分けを図るため、以下の対策を総合的に推進する。

ア　野生鳥獣の生息環境の保全と天然林への着実な移行

野生鳥獣の生息環境の保全に向けた森林の適切な管理を推進する。

特に、奥山地域や急傾斜地等に位置する林業適地以外の人工林については、主伐後の更新に際して、地域の自然的条件に応じた広葉樹の植栽や天然更新により針広混交林や広葉樹林への誘導を図る。

イ　野生鳥獣の移動抑制と緩衝帯（バッファゾーン）の整備

人間の生活圏（農地や集落等）への移動・侵入を抑制するため、森林と集落の境界付近等において、つる切りや除伐、間伐等を推進し、見通しの良い空間（緩衝帯）の整備を図る。

ウ　関係機関及び地域との連携

野生鳥獣のすみ分け対策は、林業施策のみならず、農業被害対策や生活環境保全対策と一体的に行う必要があることから、市町村などの関係機関と密接に連携し、集落単位での環境整備を図る。

⑶ 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植え替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めるとともに、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

第６　計画量等

１　伐採立木材積

区　　分	総　　数			主　　伐			間　　伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,562	2,187	375	1,829	1,454	375	733	733	－
前半５か年の計画量	1,480	1,260	220	1,058	838	220	422	422	－

２　森林施業面積

区　　分	森林施業面積
総 数	40,744
前半５か年の計画量	21,722

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

区　　分	人　工　造　林	天　然　更　新
総 数	6,704	2,437
前半５か年の計画量	3,702	1,428

4　林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設

（単位 延長：km，面積：ha）

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	延長	利用区域面積	前半５か年の計画箇所	備考
計画区総数		自動車道			~~48 路線~~ 45 路線	~~113.3~~ 107.7	~~9,548~~ 9,321		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	雨塚山線	23.9	1,920		
		〃		2	砂押山線	1.5	125		
		〃		3	塩ノ倉線	2.5	360		
		〃		4	毛無山線	1.0	105		
		計			4 路線	28.9	2,510		
	蔵王町	自動車道		1	谷山・四方峠線	0.7	30		
		〃		2	小野入線	1.7	120		
		計			2 路線	2.4	150		
	七ヶ宿町	自動車道		1	茂庭道線	8.9	1,100		
		〃		2	水上線	0.5	41		
		計			2 路線	9.4	1,141		
	村田町	自動車道		1	谷山・四方峠線	7.8	1,052		
		〃		2	二流線	2.2	121		
		〃		3	鴇沢線	0.8	112		
		〃		4	沢戸線	0.8	60		
		計			4 路線	11.6	1,345		
	柴田町	自動車道		1	葉坂・村田線	0.9	22		
		〃		2	猪倉線	2.0	60		
		〃		3	東山線	0.1	46		
		〃		4	真音線	0.8	26		
		〃		5	羽山線	1.5	41		
		〃		6	丸山線	0.6	24		
		〃		7	上川名線	0.5	21		
		〃		8	二五田線	0.4	35		
		計			8 路線	6.8	275		
	川崎町	自動車道		1	谷山・四方峠線	1.1	276		
		〃		2	安達線	4.0	1,100		
		〃		3	末沢線	1.6	50		
		〃		4	湯沢先線	1.7	169		
		〃		5	小屋沢線	1.0	70		
		〃		6	鷹の巣線	0.8	50		
		〃		7	火ノ塚線	3.4	125		
		計			7 路線	13.6	1,840		
	丸森町	自動車道		1	黒松線	0.5	98		
		〃		2	梅木平線	2.0	52		
		〃		3	大山線	1.5	187		
		〃		4	明光沢線	1.4	70		
		〃		5	明光沢２号線	1.7	77		
		計			5 路線	7.1	484		
	合計	自動車道			32 路線	79.8	7,745		

（単位 延長：km，面積：ha）

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	延長	利用区域面積	前半５か年の計画箇所	備考
仙台地方振興事務所管内	仙台市	自動車道		1	亀ヶ森線	3.2	141		（太白区）
		〃		2	青下線	4.0	374		（青葉区）
		〃		3	菅の崎線	3.2	142		（泉区）
		〃		4	愛宕山線	4.5	283		（太白区）
		〃		5	中身山線	1.6	84		（〃）
		〃		6	七ツ森湖～泉ケ岳線	4.0	282	○	（泉区）
		計			6 路線	20.5	1,306		
	名取市	自動車道		1	舘山那智ヶ丘線	0.6	11		
		〃		2	赤原線	1.4	36		
					2 路線	2.0	47		
	岩沼市	自動車道		1	~~西大森線~~	~~2.2~~	~~112~~		
		〃		2	~~一の坂線~~	~~1.6~~	~~73~~		
		〃		3	~~其木原線~~	~~1.8~~	~~42~~		
		計			~~3 路線~~	~~5.6~~	~~227~~		
	亘理町	自動車道		1	中沢線	1.0	29		
		計			1 路線	1.0	29		
	山元町	自動車道		1	真庭線	0.7	31		
		〃		2	山寺南線	0.5	27		
		〃		3	上鷲足線	1.6	54		
		〃		4	山寺線	1.6	82		
		計			4 路線	4.4	194		
	合計	自動車道			~~16 路線~~ 13 路線	33.5 27.9	1,803 1,576		

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

(2) 林道の拡張

（単位 延長：km、面積：ha）

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	改良箇所数	舗装延長	利用区域面積	前半５か年の計画箇所	備考
計画区総数		自動車道			55 路線	64	90.9	~~14,198~~ 14,130		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	樋の塚線	3	2.8	116		法面・排水
		〃		2	新町線	2	2.0	312	○	〃
		〃		3	入山線	6	1.0	1,145	○	法面・排水・橋梁補修
		〃		4	三沢線	4	6.0	42		排水
		〃		5	小奥線	2	1.5	35		〃
		〃		6	大清水線	3	2.4	117		〃
		〃		7	黒森線	1	−	508	○	橋梁補修
		計			7 路線	21	15.7	2,275		
	蔵王町	自動車道		1	青麻山線	−	12.9	1,365		
		〃		2	東根・塩沢線	−	1.9	35		
		〃		3	横柴支線	−	2.2	82		
		計			3 路線	−	17.0	1,482		
	七ヶ宿町	自動車道		1	若林線	3	−	529		法面
		〃		2	愛宕山線	−	1.0	84		
		〃		3	大谷地線	−	0.6	247		
		〃		4	白水沢線	1	−	36		橋梁補修
		計			4 路線	4	1.6	896		
	村田町	自動車道		1	カケストヤ支線	1	−	171		幅員拡張
		〃		2	真音線	1	−	78		〃
		計			2 路線	2	−	249		
	柴田町	自動車道		1	東山線	−	1.9	46		
		〃		2	雨乞線	1	4.0	138		法面・排水
		〃		3	二五田線	1	0.9	35		幅員拡張
		計			3 路線	2	6.8	219		
	川崎町	自動車道		1	北沢線	3	6.5	593	○	法面・排水
		〃		2	砂見沢線	6	0.5	245	○	〃
		〃		3	三沢線	1	−	157		橋梁補修
		計			3 路線	10	7.0	995		
	丸森町	自動車道		1	鷲の平線	1	−	530		幅員拡張・橋梁補修
		〃		2	大山線	1	−	143		幅員拡張
		〃		3	北山線	1	−	274		〃
		〃		4	源太郎線	−	2.3	56		
		〃		5	後川平線	−	2.4	104		
		〃		6	市子沢線	−	1.8	47		
		〃		7	大谷地線	−	2.2	79		
		〃		8	川平線	1	2.0	215	○	幅員拡張・舗装

（単位 延長：km、面積：ha）

市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	改良箇所数	舗装延長	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	備考
丸森町	〃		9	小塚線	−	3.5	237		
	〃		10	北沢2号線	−	0.5	46		
	〃		11	大高丸線	1	−	37		幅員拡張
	〃		12	ツボケ線	1	−	151		〃
	〃		13	北沢線	1	−	103		〃
	〃		14	銅谷線	1	−	75		〃
	〃		15	東山線	1	0.1	357	○	幅員拡張・橋梁補修
	〃		16	西畑線	−	1.6	34		
	〃		17	相の山線	−	−	80	○	橋梁補修
	〃		18	斎川線	−	−	266	○	橋梁補修
	〃		19	近辺線	−	−	87	○	橋梁補修
	〃		20	上滝線	−	0.3	77	○	橋梁補修
	計			20 路線	9	16.7	2,998		
合計	自動車道			42 路線	48	64.8	9,114		
仙台市	自動車道		1	二口線	3	10.0	2,734	○	局部・法面・橋梁
	〃		2	熊沢線	2	5.7	785	○	橋梁補修・法面
	〃		3	太刀切定義線	1	4.4	321	○	〃
	〃		4	鑼掛線	1	−	352	○	橋梁
	〃		5	中崎線	1	−	307	○	橋梁補修
	〃		6	八ツ森線	1	−	37	○	〃
	〃		7	芦見2号線	1	−	48	○	〃
	〃		8	田子線	1	−	99		〃
	計			8 路線	11	20.1	4,683		
名取市	自動車道		1	樽水線	1	2.5	58		橋梁
	計			1 路線	1	2.5	58		
岩沼市	自動車道		1	田中線	1	1.2	~~151~~ 144		幅員・橋梁
	〃		2	大師1号線	1	1.4	~~57~~ 64		局部
	〃		3	大師2号線	1	0.9	~~121~~ 53		〃
	計			3 路線	3	3.5	~~329~~ 261		
利府町	自動車道		1	内の目線	1	−	14	○	橋梁補修
	計			1 路線	1	−	14		
合計	自動車道			13 路線	16	26.1	~~5,084~~ 5,016		

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの。

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

（単位 面積：ha）

保安林の種類		面　　積	うち前半５年分	備　　考
計画区総数（実数）		22,475	22,060	期首面積 21,625
内訳	水源涵養のための保安林*1	18,331	18,081	期首面積 17,816
	災害防備のための保安林*2	3,756	3,591	期首面積 3,420
	保健、風致の保存等のための保安林*3	1,463	1,463	期首面積 1,464

（注）２以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

（注）各計画期末面積は、期首面積を基準として、ロに記載の指定・解除を実行した面積である。

*1 水源涵養のための保安林：ロでは「水源かん養保安林」が該当する
*2 災害防備のための保安林：ロでは「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「飛砂防備保安林」、「潮害防備保安林」が該当する
*3 保健、風致の保存等のための保安林：ロでは「保健保安林」、「風致保安林」が該当する

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（単位 面積：ha）

指定解除別	種　類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
指定	計画区　総数（指定）			852	437		
	水源かん養保安林	白石市		~~141~~ 76	~~72~~ 37	水源の涵養	
		角田市		~~7~~ 34	~~4~~ 17		
		蔵王町		~~14~~ 29	~~7~~ 14		
		七ヶ宿町		~~113~~ 22	~~58~~ 11		
		村田町		~~9~~ 20	~~4~~ 10		
		川崎町		~~70~~ 65	~~36~~ 32		
		丸森町		~~77~~ 94	~~40~~ 46		
		大河原地方振興事務所管内　計		~~431~~ 340	~~221~~ 167		
		仙台市		~~84~~ 142	~~44~~ 71		
		亘理町		22	22		
		利府町		11	5		
		仙台地方振興事務所管内　計		~~84~~ 175	~~44~~ 98		
		合　計		515	265		
	土砂流出防備保安林	白石市		~~41~~ 83	~~20~~ 43	土砂の流出の防備	
		角田市		10	5		
		蔵王町		4	2		
		七ヶ宿町		35	18		
		村田町		3	2		
		柴田町		10	5		
		川崎町		~~8~~ 26	~~4~~ 13		
		丸森町		~~221~~ 39	~~110~~ 20		
		大河原地方振興事務所管内　計		~~270~~ 210	~~134~~ 108		
		仙台市		~~8~~ 42	~~4~~ 22		
		名取市		~~3~~ 1	~~2~~ 1		
		岩沼市		9	4		
		亘理町		~~2~~ 4	~~1~~ 2		
		山元町		~~2~~ 19	~~1~~ 10		
		松島町		2	0		
		利府町		~~2~~ 0	~~1~~ 0		
		仙台地方振興事務所管内　計		~~17~~ 77	~~9~~ 39		
		合　計		287	~~143~~ 147		

（単位 面積：ha）

指定解除別	種　類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理　由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
指定	土砂崩壊防備保安林	白石市		~~7~~ 27	~~3~~ 14	土砂の崩壊の防備	
		角田市		1	1		
		蔵王町		1	0		
		柴田町		2	1		
		川崎町		~~1~~ 1	~~1~~ 0		
		丸森町		~~36~~ 4	~~18~~ 2		
		大河原地方振興事務所管内　計		~~44~~ 36	~~22~~ 18		
		仙台市		~~2~~ 12	~~1~~ 6		
		名取市		~~1~~ 0	~~1~~ 0		
		亘理町		~~1~~ 0	~~0~~ 0		
		山元町		~~1~~ 0	~~1~~ 0		
		松島町		2	1		
		利府町		~~1~~ 0	~~0~~ 0		
		仙台地方振興事務所管内　計		~~6~~ 14	~~3~~ 7		
		合　計		 50	 25		
解除	計画区　総数（解除）			~~2.28~~ 2.73	~~2.28~~ 2.73		
	飛砂防備保安林	山元町		0.75	0.75	指定理由の消滅	
		仙台地方振興事務所管内　計		0.75	0.75		
		合　計		0.75	0.75		
	潮害防備保安林	山元町		0.72	0.72		
		仙台地方振興事務所管内　計		0.72	0.72		
		合　計		0.72	0.72		
	保健保安林	仙台市		0.02	0.02		
		利府町		0.05	0.05		
		仙台地方振興事務所管内　計		0.07	0.07		
		合　計		0.07	0.07		
	風致保安林	仙台市		0.01	0.01		
		岩沼市		0.03	0.03		
		塩竈市		~~0.43~~ 0.88	~~0.43~~ 0.88		
		松島町		0.18	0.18		
		七ヶ浜町		0.09	0.09		
		仙台地方振興事務所管内　計		~~0.74~~ 1.19	~~0.74~~ 1.19		
		合　計		~~0.74~~ 1.19	~~0.74~~ 1.19		

（注）二段書きの上段（取消線付き）は変更前の数値で、下段が変更後の数値。一段書きは変更のないもの。ゴシック体は今回追加するもの

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の所在及び面積等

（単位 面積：ha）

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養保安林			1,657		1,228
土砂流出防備保安林			166	3	258
土砂崩壊防備保安林					19
飛砂防備保安林			1	176	176
防風保安林					5
潮害防備保安林				6	131
干害防備保安林			99	21	85
航行目標保安林			2		2
保健保安林			55		338
風致保安林				14	378

（附） 参 考 資 料

2 森林の現況（地域森林計画対象森林）

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
県総数		総数	281,481.77	67,759,601	656,447	580.48	－	751	2,386.85	16,413	9,243	2,468.68	78,109	10,108	2,934.40	159,808	12,638
		針	150,958.58	51,183,889	533,111	396.73	－	－	1,090.11	－	6,400	1,114.52	47,196	6,791	894.01	73,771	6,438
		広	118,935.27	16,575,712	123,336	183.75	－	751	1,296.74	16,413	2,843	1,354.16	30,913	3,317	2,040.39	86,037	6,200
宮城南部計画区総数		総数	107,194.81	23,609,001	222,142	157.15	－	60	901.89	6,737	3,748	819.59	22,111	2,962	1,022.57	51,609	4,022
		針	47,709.34	15,906,651	163,110	91.23	－	－	377.57	－	2,443	471.83	16,041	2,344	215.30	15,197	1,405
		広	54,939.30	7,702,350	59,032	65.92	－	60	524.32	6,737	1,305	347.76	6,070	618	807.27	36,412	2,617
立木地 人工林 総数		総数	46,869.63	15,559,936	162,485	95.99	－	16	414.63	479	2,431	498.86	16,669	2,410	246.70	16,242	1,471
		針	45,848.72	15,451,728	160,939	91.23	－	－	369.06	－	2,344	468.36	15,970	2,330	204.59	14,601	1,349
		広	1,020.91	108,208	1,546	4.76	－	16	45.57	479	87	30.50	699	80	42.11	1,641	122
立木地 人工林 育成単層林		総数	46,643.84	15,507,699	161,407	95.99	－	16	414.53	479	2,431	496.73	16,570	2,405	223.77	14,427	1,311
		針	45,631.54	15,400,058	159,879	91.23	－	－	369.06	－	2,344	467.07	15,903	2,325	183.54	12,851	1,194
		広	1,012.30	107,641	1,528	4.76	－	16	45.47	479	87	29.66	667	80	40.23	1,576	117
立木地 人工林 育成複層林		総数	225.79	52,237	1,078	－	－	－	0.10	－	－	2.13	99	5	22.93	1,815	160
		針	217.18	51,670	1,060	－	－	－	－	－	－	1.29	67	5	21.05	1,750	155
		広	8.61	567	18	－	－	－	0.10	－	－	0.84	32	－	1.88	65	5
立木地 天然林 総数		総数	55,779.01	8,049,065	59,657	61.16	－	44	487.26	6,258	1,317	320.73	5,442	552	775.87	35,367	2,551
		針	1,860.62	454,923	2,171	－	－	－	8.51	－	99	3.47	71	14	10.71	596	56
		広	53,918.39	7,594,142	57,486	61.16	－	44	478.75	6,258	1,218	317.26	5,371	538	765.16	34,771	2,495
立木地 天然林 育成単層林		総数	319.13	47,217	316	3.48	－	2	1.36	11	1	4.56	88	10	1.56	67	4
		針	33.66	8,311	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		広	285.47	38,906	291	3.48	－	2	1.36	11	1	4.56	88	10	1.56	67	4
立木地 天然林 育成複層林		総数	4.54	813	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		針	1.49	360	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		広	3.05	453	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
立木地 天然林 天然生林		総数	55,455.34	8,001,035	59,337	57.68	－	42	485.90	6,247	1,316	316.17	5,354	542	774.31	35,300	2,547
		針	1,825.47	446,252	2,143	－	－	－	8.51	－	99	3.47	71	14	10.71	596	56
		広	53,629.87	7,554,783	57,194	57.68	－	42	477.39	6,247	1,217	312.70	5,283	528	763.60	34,704	2,491
竹林			846.63	923,535	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			3,699.54	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

区分			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			15齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
県総数		総数	18,033.70	5,039,621	67,348	27,177.83	8,262,542	87,705	36,160.53	11,107,218	91,649	43,773.59	12,167,235	73,635	37,037.98	9,569,099	46,571
		針	13,272.07	4,401,997	61,652	21,318.27	7,438,450	81,670	26,605.05	9,710,968	83,575	24,449.83	9,240,519	60,276	16,849.33	6,438,558	33,266
		広	4,761.63	637,624	5,696	5,859.56	824,092	6,035	9,555.48	1,396,250	8,074	19,323.76	2,926,716	13,359	20,188.65	3,130,541	13,305
宮城南部計画区総数		総数	6,396.26	1,639,638	20,715	9,616.09	2,712,780	27,355	12,332.04	3,418,392	24,890	16,019.23	3,906,069	21,266	15,291.43	3,682,134	18,235
		針	3,997.11	1,322,556	17,731	6,766.01	2,315,963	24,052	7,838.05	2,764,050	20,933	6,807.53	2,508,769	14,022	5,726.10	2,196,227	11,296
		広	2,399.15	317,082	2,984	2,850.08	396,817	3,303	4,493.99	654,342	3,957	9,211.70	1,397,300	7,244	9,565.33	1,485,907	6,939
立木地 人工林 総数		総数	4,003.87	1,321,158	17,674	6,766.26	2,311,402	23,957	7,755.47	2,741,935	20,754	6,636.59	2,463,248	13,798	5,563.77	2,148,561	11,058
		針	3,964.80	1,316,527	17,636	6,706.77	2,303,188	23,892	7,714.91	2,736,254	20,718	6,565.03	2,452,122	13,752	5,459.65	2,132,850	10,990
		広	39.07	4,631	38	59.49	8,214	65	40.56	5,681	36	71.56	11,126	46	104.12	15,711	68
立木地 人工林 育成単層林		総数	3,997.70	1,318,570	17,641	6,752.99	2,306,906	23,914	7,743.88	2,739,110	20,743	6,620.96	2,458,716	13,776	5,552.52	2,144,666	11,043
		針	3,958.63	1,313,939	17,603	6,693.50	2,298,692	23,849	7,703.32	2,733,429	20,707	6,549.40	2,447,590	13,730	5,448.40	2,128,955	10,975
		広	39.07	4,631	38	59.49	8,214	65	40.56	5,681	36	71.56	11,126	46	104.12	15,711	68
立木地 人工林 育成複層林		総数	6.17	2,588	33	13.27	4,496	43	11.59	2,825	11	15.63	4,532	22	11.25	3,895	15
		針	6.17	2,588	33	13.27	4,496	43	11.59	2,825	11	15.63	4,532	22	11.25	3,895	15
		広	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
立木地 天然林 総数		総数	2,392.39	318,480	3,041	2,849.83	401,378	3,398	4,576.57	676,457	4,136	9,382.64	1,442,821	7,468	9,727.66	1,533,573	7,177
		針	32.31	6,029	95	59.24	12,775	160	123.14	27,796	215	242.50	56,647	270	266.45	63,377	306
		広	2,360.08	312,451	2,946	2,790.59	388,603	3,238	4,453.43	648,661	3,921	9,140.14	1,386,174	7,198	9,461.21	1,470,196	6,871
立木地 天然林 育成単層林		総数	12.05	1,647	16	27.63	4,105	37	38.37	5,484	33	67.70	10,004	51	36.87	5,943	26
		針	1.85	326	5	2.97	727	10	1.62	338	1	0.62	143	－	2.63	598	4
		広	10.20	1,321	11	24.66	3,378	27	36.75	5,146	32	67.08	9,861	51	34.24	5,345	22
立木地 天然林 育成複層林		総数	0.72	136	2	0.37	51	－	1.63	244	1	－	－	－	0.91	137	－
		針	0.69	132	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		広	0.03	4	－	0.37	51	－	1.63	244	1	－	－	－	0.91	137	－
立木地 天然林 天然生林		総数	2,379.62	316,697	3,023	2,821.83	397,222	3,361	4,536.57	670,729	4,102	9,314.94	1,432,817	7,417	9,689.88	1,527,493	7,151
		針	29.77	5,571	88	56.27	12,048	150	121.52	27,458	214	241.88	56,504	270	263.82	62,779	302
		広	2,349.85	311,126	2,935	2,765.56	385,174	3,211	4,415.05	643,271	3,888	9,073.06	1,376,313	7,147	9,426.06	1,464,714	6,849
竹林			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3、竹林は束　成長量:m^3）

5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級			8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
2,740.85	222,808	13,243	4,543.14	538,378	23,645	5,309.91	829,755	27,173	9,500.49	1,580,823	38,818	15,279.07	2,931,130	57,308	14,247.10	3,573,438	60,236
1,030.27	129,323	7,898	2,208.07	357,925	16,375	3,144.97	615,868	21,427	4,269.74	1,005,364	27,438	7,144.59	1,962,288	43,668	10,056.96	3,050,600	54,874
1,710.58	93,485	5,345	2,335.07	180,453	7,270	2,164.94	213,887	5,746	5,230.75	575,459	11,380	8,134.48	968,842	13,640	4,190.14	522,838	5,362
804.37	61,578	3,400	1,333.41	152,548	6,743	1,849.14	271,819	9,027	4,607.38	680,060	16,583	7,142.69	1,318,263	26,652	5,804.08	1,362,469	22,880
252.50	29,249	1,759	675.98	103,883	5,170	931.09	183,857	6,914	1,471.18	342,756	10,067	3,023.65	840,418	19,381	3,585.43	1,093,200	19,656
551.87	32,329	1,641	657.43	48,665	1,573	918.05	87,962	2,113	3,136.20	337,304	6,516	4,119.04	477,845	7,271	2,218.65	269,269	3,224
377.47	36,988	2,136	690.85	103,934	5,117	1,039.53	193,917	7,087	1,499.94	345,084	10,075	3,092.14	847,259	19,430	3,623.39	1,095,839	19,668
250.08	29,077	1,747	643.45	100,700	5,008	927.10	183,346	6,896	1,456.77	340,486	10,005	3,002.70	837,136	19,305	3,573.51	1,091,112	19,615
127.39	7,911	389	47.40	3,234	109	112.43	10,571	191	43.17	4,598	70	89.44	10,123	125	49.88	4,727	53
357.86	35,030	1,992	664.53	100,067	4,935	1,009.06	189,064	6,916	1,477.14	340,138	9,921	3,081.09	844,156	19,358	3,617.49	1,094,138	19,631
233.76	27,326	1,612	617.23	96,839	4,826	898.70	178,697	6,729	1,433.97	335,540	9,851	2,991.65	834,033	19,233	3,567.61	1,089,411	19,578
124.10	7,704	380	47.30	3,228	109	110.36	10,367	187	43.17	4,598	70	89.44	10,123	125	49.88	4,727	53
19.61	1,958	144	26.32	3,867	182	30.47	4,853	171	22.80	4,946	154	11.05	3,103	72	5.90	1,701	37
16.32	1,751	135	26.22	3,861	182	28.40	4,649	167	22.80	4,946	154	11.05	3,103	72	5.90	1,701	37
3.29	207	9	0.10	6	–	2.07	204	4	–	–	–	–	–	–	–	–	–
426.90	24,590	1,264	642.56	48,614	1,626	809.61	77,902	1,940	3,107.44	334,976	6,508	4,050.55	471,004	7,222	2,180.69	266,630	3,212
2.42	172	12	32.53	3,183	162	3.99	511	18	14.41	2,270	62	20.95	3,282	76	11.92	2,088	41
424.48	24,418	1,252	610.03	45,431	1,464	805.62	77,391	1,922	3,093.03	332,706	6,446	4,029.60	467,722	7,146	2,168.77	264,542	3,171
8.19	456	27	2.22	151	5	8.82	844	25	12.34	1,275	25	6.34	736	6	7.76	925	12
–	–	–	–	–	–	0.43	62	2	0.15	18	1	–	–	–	0.07	11	–
8.19	456	27	2.22	151	5	8.39	782	23	12.19	1,257	24	6.34	736	6	7.69	914	12
–	–	–	0.03	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	0.03	3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
418.71	24,134	1,237	640.31	48,460	1,621	800.79	77,058	1,915	3,095.10	333,701	6,483	4,044.21	470,268	7,216	2,172.93	265,705	3,200
2.42	172	12	32.53	3,183	162	3.56	449	16	14.26	2,252	61	20.95	3,282	76	11.85	2,077	41
416.29	23,962	1,225	607.78	45,277	1,459	797.23	76,609	1,899	3,080.84	331,449	6,422	4,023.26	466,986	7,140	2,161.08	263,628	3,159
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級			20 齢 級			21 齢 級 以 上		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
20,916.68	4,715,343	18,970	9,025.01	2,056,882	7,360	5,493.31	1,458,661	4,465	4,184.04	1,109,252	2,996	2,239.90	688,427	1,544	5,860.31	1,654,659	1,041
6,093.24	2,362,365	10,868	2,538.06	1,004,164	3,567	2,315.45	929,236	3,146	1,786.57	701,512	1,935	1,198.57	509,220	1,164	3,182.17	1,204,565	683
14,823.44	2,352,978	8,102	6,486.95	1,052,718	3,793	3,177.86	529,425	1,319	2,397.47	407,740	1,061	1,041.33	179,207	380	2,678.14	450,094	358
8,136.05	1,729,954	7,415	3,618.74	772,240	2,923	2,129.58	528,327	1,445	1,559.25	404,242	857	806.34	245,592	644	2,301.36	642,439	320
1,806.20	715,758	3,034	764.04	305,045	967	758.61	297,511	898	569.12	235,560	535	403.77	176,026	371	1,177.04	444,585	132
6,329.85	1,014,196	4,381	2,854.70	467,195	1,956	1,370.97	230,816	547	990.13	168,682	322	402.57	69,566	273	1,124.32	197,854	188
1,628.12	669,485	2,785	667.67	277,416	870	662.58	271,170	813	535.10	223,155	512	341.75	158,144	323	728.95	317,851	100
1,599.07	664,785	2,774	635.85	272,268	855	653.96	269,724	808	500.01	217,142	496	338.97	157,652	321	722.85	316,788	98
29.05	4,700	11	31.82	5,148	15	8.62	1,446	5	35.09	6,013	16	2.78	492	2	6.10	1,063	2
1,623.41	667,945	2,779	666.79	277,138	870	660.95	270,416	811	528.55	220,351	504	333.73	154,363	311	724.17	315,449	99
1,594.45	663,259	2,768	635.21	272,029	855	652.33	268,970	806	493.46	214,338	488	330.95	153,871	309	718.07	314,386	97
28.96	4,686	11	31.58	5,109	15	8.62	1,446	5	35.09	6,013	16	2.78	492	2	6.10	1,063	2
4.71	1,540	6	0.88	278	–	1.63	754	2	6.55	2,804	8	8.02	3,781	12	4.78	2,402	1
4.62	1,526	6	0.64	239	–	1.63	754	2	6.55	2,804	8	8.02	3,781	12	4.78	2,402	1
0.09	14	–	0.24	39	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
6,507.93	1,060,469	4,630	2,951.07	494,824	2,053	1,467.00	257,157	632	1,024.15	181,087	345	464.59	87,448	321	1,572.41	324,588	220
207.13	50,973	260	128.19	32,777	112	104.65	27,787	90	69.11	18,418	39	64.80	18,374	50	454.19	127,797	34
6,300.80	1,009,496	4,370	2,822.88	462,047	1,941	1,362.35	229,370	542	955.04	162,669	306	399.79	69,074	271	1,118.22	196,791	186
17.89	2,936	14	9.47	1,842	2	3.57	610	1	27.03	4,673	18	1.35	250	1	20.57	5,170	–
1.18	297	1	4.12	962	1	0.19	45	–	1.06	295	–	0.16	41	–	16.61	4,448	–
16.71	2,639	13	5.35	880	1	3.38	565	1	25.97	4,378	18	1.19	209	1	3.96	722	–
–	–	–	–	–	–	0.12	35	–	0.14	32	–	0.55	154	1	0.07	21	–
–	–	–	–	–	–	0.12	35	–	0.06	18	–	0.55	154	1	0.07	21	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	0.08	14	–	–	–	–	–	–	–
6,490.04	1,057,533	4,616	2,941.60	492,982	2,051	1,463.31	256,512	631	996.98	176,382	327	462.69	87,044	319	1,551.77	319,397	220
205.95	50,676	259	124.07	31,815	111	104.34	27,707	90	67.99	18,105	39	64.09	18,179	49	437.51	123,328	34
6,284.09	1,006,857	4,357	2,817.53	461,167	1,940	1,358.97	228,805	541	928.99	158,277	288	398.60	68,865	270	1,114.26	196,069	186
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木											
			総数			人工林								
						総数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171
	成長量	656,447	656,447	533,111	123,336	527,503	523,652	3,851	523,961	520,268	3,693	3,542	3,384	158
宮城南部計画区総数	面積	107,194.81	102,648.64	47,709.34	54,939.30	46,869.63	45,848.72	1,020.91	46,643.84	45,631.54	1,012.30	225.79	217.18	8.61
	材積	23,609,001	23,609,001	15,906,651	7,702,350	15,559,936	15,451,728	108,208	15,507,699	15,400,058	107,641	52,237	51,670	567
	成長量	222,142	222,142	163,110	59,032	162,485	160,939	1,546	161,407	159,879	1,528	1,078	1,060	18
制限林	面積	29,552.02	28,668.44	15,113.78	13,554.66	14,830.43	14,477.52	352.91	14,684.06	14,338.26	345.80	146.37	139.26	7.11
	材積	6,433,629	6,433,629	4,477,934	1,955,695	4,352,078	4,312,123	39,955	4,321,698	4,282,210	39,488	30,380	29,913	467
	成長量	69,179	69,179	54,480	14,699	54,462	53,896	566	53,723	53,175	548	739	721	18
普通林	面積	77,642.79	73,980.20	32,595.56	41,384.64	32,039.20	31,371.20	668.00	31,959.78	31,293.28	666.50	79.42	77.92	1.50
	材積	17,175,372	17,175,372	11,428,717	5,746,655	11,207,858	11,139,605	68,253	11,186,001	11,117,848	68,153	21,857	21,757	100
	成長量	152,963	152,963	108,630	44,333	108,023	107,043	980	107,684	106,704	980	339	339	0

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3, 竹林は束　成長量:m^3）

地															
天然林											竹林	無立木地			
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林			総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,165,158			
128,945	9,459	119,486	2,253	259	1,994	91	48	43	126,601	9,152	117,449				
55,779.01	1,860.62	53,918.39	319.13	33.66	285.47	4.54	1.49	3.05	55,455.34	1,825.47	53,629.87	846.63	3,699.54	1,653.66	2,045.88
8,049,065	454,923	7,594,142	47,217	8,311	38,906	813	360	453	8,001,035	446,252	7,554,783	923,535			
59,657	2,171	57,486	316	25	291	4	3	1	59,337	2,143	57,194				
13,838.01	636.26	13,201.75	122.28	15.97	106.31	2.76	0.67	2.09	13,712.97	619.62	13,093.35	51.87	831.71	270.72	560.99
2,081,551	165,811	1,915,740	19,861	4,166	15,695	496	189	307	2,061,194	161,456	1,899,738	55,231			
14,717	584	14,133	104	2	102	1	1	0	14,612	581	14,031				
41,941.00	1,224.36	40,716.64	196.85	17.69	179.16	1.78	0.82	0.96	41,742.37	1,205.85	40,536.52	794.76	2,867.83	1,382.94	1,484.89
5,967,514	289,112	5,678,402	27,356	4,145	23,211	317	171	146	5,939,841	284,796	5,655,045	868,304			
44,940	1,587	43,353	212	23	189	3	2	1	44,725	1,562	43,163				

(3) 市町村別森林資源表

区分		総数	立木												
			総数			人工林									
						総数			育成単層林			育成複層林			
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14	
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171	
宮城南部計画区総数	面積	107,194.81	102,648.64	47,709.34	54,939.30	46,869.63	45,848.72	1,020.91	46,643.84	45,631.54	1,012.30	225.79	217.18	8.61	
	材積	23,609,001	23,609,001	15,906,651	7,702,350	15,559,936	15,451,728	108,208	15,507,699	15,400,058	107,641	52,237	51,670	567	
白石市	面積	14,818.42	13,719.97	7,539.22	6,180.75	7,394.87	7,233.68	161.19	7,390.92	7,230.06	160.86	3.95	3.62	0.33	
	材積	3,353,504	3,353,504	2,500,144	853,360	2,442,616	2,421,425	21,191	2,441,569	2,420,431	21,138	1,047	994	53	
角田市	面積	5,556.25	5,128.94	2,219.33	2,909.61	2,239.15	2,159.62	79.53	2,222.78	2,143.38	79.40	16.37	16.24	0.13	
	材積	1,273,428	1,273,428	895,327	378,101	886,827	880,198	6,629	880,889	874,269	6,620	5,938	5,929	9	
蔵王町	面積	5,184.79	5,020.03	2,752.80	2,267.23	2,756.66	2,709.20	47.46	2,749.55	2,707.00	42.55	7.11	2.20	4.91	
	材積	1,103,364	1,103,364	786,758	316,606	780,348	774,879	5,469	779,627	774,415	5,212	721	464	257	
七ヶ宿町	面積	8,731.55	8,317.34	4,414.45	3,902.89	4,428.05	4,301.69	126.36	4,402.90	4,276.54	126.36	25.15	25.15	－	
	材積	1,899,041	1,899,041	1,323,512	575,529	1,312,580	1,297,839	14,741	1,304,779	1,290,038	14,741	7,801	7,801	－	
大河原町	面積	712.27	655.12	295.26	359.86	293.77	292.02	1.75	293.58	291.83	1.75	0.19	0.19	－	
	材積	166,629	166,629	116,494	50,135	115,907	115,681	226	115,860	115,634	226	47	47	－	
村田町	面積	3,738.34	3,583.61	1,854.14	1,729.47	1,803.85	1,767.71	36.14	1,793.49	1,757.35	36.14	10.36	10.36	－	
	材積	819,787	819,787	581,754	238,033	561,734	559,187	2,547	559,994	557,447	2,547	1,740	1,740	－	
柴田町	面積	1,893.39	1,803.57	1,014.27	789.30	1,016.39	1,001.64	14.75	988.98	974.23	14.75	27.41	27.41	－	
	材積	528,076	528,076	416,242	111,834	414,334	413,018	1,316	407,964	406,648	1,316	6,370	6,370	－	
川崎町	面積	12,412.56	12,142.53	4,884.05	7,258.48	5,006.84	4,853.51	153.33	4,970.49	4,820.20	150.29	36.35	33.31	3.04	
	材積	2,689,152	2,689,152	1,630,787	1,058,365	1,639,292	1,622,077	17,215	1,631,510	1,614,537	16,973	7,782	7,540	242	
丸森町	面積	16,754.50	16,029.17	8,133.13	7,896.04	7,906.49	7,749.75	156.74	7,842.24	7,685.70	156.54	64.25	64.05	0.20	
	材積	3,382,597	3,382,597	2,381,450	1,001,147	2,314,360	2,302,320	12,040	2,302,717	2,290,683	12,034	11,643	11,637	6	
大河原地振管内計	面積	69,802.07	66,400.28	33,106.65	33,293.63	32,846.07	32,068.82	777.25	32,654.93	31,886.29	768.64	191.14	182.53	8.61	
	材積	15,215,578	15,215,578	10,632,468	4,583,110	10,467,998	10,386,624	81,374	10,424,909	10,344,102	80,807	43,089	42,522	567	
仙台市	面積	25,477.35	24,979.87	8,533.81	16,446.06	8,423.92	8,271.29	152.63	8,392.21	8,239.58	152.63	31.71	31.71	－	
	材積	5,614,930	5,614,930	3,230,536	2,384,394	3,180,244	3,163,089	17,155	3,171,866	3,154,711	17,155	8,378	8,378	－	
塩竈市	面積	219.23	212.43	133.35	79.08	60.56	58.16	2.40	60.22	57.82	2.40	0.34	0.34	－	
	材積	56,486	56,486	43,893	12,593	23,236	22,832	404	23,141	22,737	404	95	95	－	
名取市	面積	2,661.64	2,524.24	1,214.49	1,309.75	1,178.00	1,172.02	5.98	1,178.00	1,172.02	5.98	－	－	－	
	材積	660,468	660,468	483,366	177,102	473,128	472,495	633	473,128	472,495	633	－	－	－	
多賀城市	面積	34.46	32.76	13.21	19.55	13.41	13.13	0.28	13.41	13.13	0.28	－	－	－	
	材積	9,344	9,344	6,242	3,102	6,263	6,221	42	6,263	6,221	42	－	－	－	
岩沼市	面積	1,242.47	1,165.71	651.46	514.25	632.46	629.55	2.91	632.46	629.55	2.91	－	－	－	
	材積	310,645	310,645	238,955	71,690	231,707	231,594	113	231,707	231,594	113	－	－	－	
亘理町	面積	1,010.19	952.25	655.48	296.77	637.80	630.76	7.04	637.80	630.76	7.04	－	－	－	
	材積	240,341	240,341	198,440	41,901	193,714	193,214	500	193,714	193,214	500	－	－	－	
山元町	面積	1,952.81	1,870.42	1,030.65	839.77	868.83	858.35	10.48	867.39	856.91	10.48	1.44	1.44	－	
	材積	375,445	375,445	251,884	123,561	216,075	215,336	739	215,780	215,041	739	295	295	－	
松島町	面積	2,516.43	2,385.62	1,040.37	1,345.25	903.09	891.78	11.31	903.09	891.78	11.31	－	－	－	
	材積	546,059	546,059	356,576	189,483	317,865	316,750	1,115	317,865	316,750	1,115	－	－	－	
七ヶ浜町	面積	181.21	174.17	139.03	35.14	97.07	96.87	0.20	97.07	96.87	0.20	－	－	－	
	材積	43,146	43,146	37,846	5,300	25,896	25,862	34	25,896	25,862	34	－	－	－	
利府町	面積	2,096.95	1,950.89	1,190.84	760.05	1,208.42	1,157.99	50.43	1,207.26	1,156.83	50.43	1.16	1.16	－	
	材積	536,559	536,559	426,445	110,114	423,810	417,711	6,099	423,430	417,331	6,099	380	380	－	
仙台地振管内計	面積	37,392.74	36,248.36	14,602.69	21,645.67	14,023.56	13,779.90	243.66	13,988.91	13,745.25	243.66	34.65	34.65	－	
	材積	8,393,423	8,393,423	5,274,183	3,119,240	5,091,938	5,065,104	26,834	5,082,790	5,055,956	26,834	9,148	9,148	－	

（単位　面積:ha　材積:立木地はm^3、竹林は束）

地															
天			然						林			竹　林	無　立　木　地		
総　数			育　成　単　層　林			育　成　複　層　林			天　然　生　林				総　数	伐採跡地	未立木地
総　数	針　葉　樹	広　葉　樹	総　数	針　葉　樹	広　葉　樹	総　数	針葉樹	広葉樹	総　数	針　葉　樹	広　葉　樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,165,158			
55,779.01	1,860.62	53,918.39	319.13	33.66	285.47	4.54	1.49	3.05	55,455.34	1,825.47	53,629.87	846.63	3,699.54	1,653.66	2,045.88
8,049,065	454,923	7,594,142	47,217	8,311	38,906	813	360	453	8,001,035	446,252	7,554,783	923,535			
6,325.10	305.54	6,019.56	68.37	1.19	67.18	0.53	0.13	0.40	6,256.20	304.22	5,951.98	148.06	950.39	557.71	392.68
910,888	78,719	832,169	8,709	321	8,388	103	39	64	902,076	78,359	823,717	181,246			
2,889.79	59.71	2,830.08	7.54	0.07	7.47	－	－	－	2,882.25	59.64	2,822.61	135.61	291.70	139.45	152.25
386,601	15,129	371,472	983	20	963	－	－	－	385,618	15,109	370,509	137,505			
2,263.37	43.60	2,219.77	9.95	0.89	9.06	0.59	－	0.59	2,252.83	42.71	2,210.12	23.67	141.09	22.27	118.82
323,016	11,879	311,137	1,490	247	1,243	87	－	87	321,439	11,632	309,807	25,070			
3,889.29	112.76	3,776.53	65.82	12.66	53.16	0.37	－	0.37	3,823.10	100.10	3,723.00	0.40	413.81	210.53	203.28
586,461	25,673	560,788	11,345	3,364	7,981	51	－	51	575,065	22,309	552,756	400			
361.35	3.24	358.11	0.64	－	0.64	－	－	－	360.71	3.24	357.47	16.00	41.15	14.23	26.92
50,722	813	49,909	87	－	87	－	－	－	50,635	813	49,822	15,388			
1,779.76	86.43	1,693.33	15.88	0.77	15.11	－	－	－	1,763.88	85.66	1,678.22	33.51	121.22	64.95	56.27
258,053	22,567	235,486	2,033	207	1,826	－	－	－	256,020	22,360	233,660	33,559			
787.18	12.63	774.55	6.60	0.15	6.45	0.15	0.12	0.03	780.43	12.36	768.07	56.11	33.71	4.45	29.26
113,742	3,224	110,518	869	46	823	39	35	4	112,834	3,143	109,691	56,110			
7,135.69	30.54	7,105.15	14.89	2.40	12.49	1.10	－	1.10	7,119.70	28.14	7,091.56	20.40	249.63	140.72	108.91
1,049,860	8,710	1,041,150	2,480	601	1,879	166	－	166	1,047,214	8,109	1,039,105	20,810			
8,122.68	383.38	7,739.30	44.38	4.48	39.90	0.03	－	0.03	8,078.27	378.90	7,699.37	144.43	580.90	331.95	248.95
1,068,237	79,130	989,107	6,347	888	5,459	3	－	3	1,061,887	78,242	983,645	157,165			
33,554.21	1,037.83	32,516.38	234.07	22.61	211.46	2.77	0.25	2.52	33,317.37	1,014.97	32,302.40	578.19	2,471.33	1,224.64	1,246.69
4,747,580	245,844	4,501,736	34,343	5,694	28,649	449	74	375	4,712,788	240,076	4,472,712	627,253			
16,555.95	262.52	16,293.43	44.92	2.04	42.88	1.22	0.69	0.53	16,509.81	259.79	16,250.02	52.50	444.98	102.32	342.66
2,434,686	67,447	2,367,239	6,663	535	6,128	210	132	78	2,427,813	66,780	2,361,033	58,832			
151.87	75.19	76.68	－	－	－	－	－	－	151.87	75.19	76.68	4.98	1.82	0.51	1.31
33,250	21,061	12,189	－	－	－	－	－	－	33,250	21,061	12,189	4,980			
1,346.24	42.47	1,303.77	7.96	0.01	7.95	－	－	－	1,338.28	42.46	1,295.82	37.31	100.09	17.59	82.50
187,340	10,871	176,469	1,033	4	1,029	－	－	－	186,307	10,867	175,440	48,585			
19.35	0.08	19.27	0.27	－	0.27	－	－	－	19.08	0.08	19.00	1.57	0.13	－	0.13
3,081	21	3,060	42	－	42	－	－	－	3,039	21	3,018	1,570			
533.25	21.91	511.34	0.30	－	0.30	－	－	－	532.95	21.91	511.04	12.71	64.05	4.11	59.94
78,938	7,361	71,577	4	－	4	－	－	－	78,934	7,361	71,573	12,710			
314.45	24.72	289.73	6.69	1.74	4.95	－	－	－	307.76	22.98	284.78	6.06	51.88	1.96	49.92
46,627	5,226	41,401	1,136	379	757	－	－	－	45,491	4,847	40,644	6,385			
1,001.59	172.30	829.29	8.97	3.49	5.48	－	－	－	992.62	168.81	823.81	16.79	65.60	4.48	61.12
159,370	36,548	122,822	1,596	762	834	－	－	－	157,774	35,786	121,988	16,915			
1,482.53	148.59	1,333.94	3.97	1.88	2.09	－	－	－	1,478.56	146.71	1,331.85	83.53	47.28	6.32	40.96
228,194	39,826	188,368	796	491	305	－	－	－	227,398	39,335	188,063	93,280			
77.10	42.16	34.94	0.46	0.15	0.31	－	－	－	76.64	42.01	34.63	2.32	4.72	－	4.72
17,250	11,984	5,266	65	18	47	－	－	－	17,185	11,966	5,219	2,355			
742.47	32.85	709.62	11.52	1.74	9.78	0.55	0.55	－	730.40	30.56	699.84	50.67	95.39	30.11	65.28
112,749	8,734	104,015	1,539	428	1,111	154	154	－	111,056	8,152	102,904	50,670			
22,224.80	822.79	21,402.01	85.06	11.05	74.01	1.77	1.24	0.53	22,137.97	810.50	21,327.47	268.44	875.94	167.40	708.54
3,301,485	209,079	3,092,406	12,874	2,617	10,257	364	286	78	3,288,247	206,176	3,082,071	296,282			

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木											
			総数			人工林								
						総数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
県総数	面積	281,481.77	269,893.85	150,958.58	118,935.27	145,588.44	143,232.42	2,356.02	144,750.01	142,460.13	2,289.88	838.43	772.29	66.14
	材積	67,759,601	67,759,601	51,183,889	16,575,712	49,448,815	49,192,068	256,747	49,240,015	48,988,439	251,576	208,800	203,629	5,171
宮城南部計画区総数	面積	107,194.81	102,648.64	47,709.34	54,939.30	46,869.63	45,848.72	1,020.91	46,643.84	45,631.54	1,012.30	225.79	217.18	8.61
	材積	23,609,001	23,609,001	15,906,651	7,702,350	15,559,936	15,451,728	108,208	15,507,699	15,400,058	107,641	52,237	51,670	567
都道府県有林	面積	3,720.49	3,553.93	2,747.89	806.04	2,836.38	2,678.94	157.44	2,828.18	2,670.87	157.31	8.20	8.07	0.13
	材積	922,247	922,247	810,151	112,096	811,266	791,434	19,832	808,298	788,472	19,826	2,968	2,962	6
市町村有林	面積	10,765.56	10,307.65	6,265.47	4,042.18	6,314.53	6,078.16	236.37	6,202.68	5,967.15	235.53	111.85	111.01	0.84
	材積	2,290,654	2,290,654	1,723,045	567,609	1,695,717	1,675,092	20,625	1,675,564	1,654,971	20,593	20,153	20,121	32
財産区有林	面積	494.41	485.89	382.74	103.15	390.81	382.74	8.07	390.81	382.74	8.07	－	－	－
	材積	132,644	132,644	120,000	12,644	121,194	120,000	1,194	121,194	120,000	1,194	－	－	－
私有林	面積	92,214.35	88,301.17	38,313.24	49,987.93	37,327.91	36,708.88	619.03	37,222.17	36,610.78	611.39	105.74	98.10	7.64
	材積	20,263,456	20,263,456	13,253,455	7,010,001	12,931,759	12,865,202	66,557	12,902,643	12,836,615	66,028	29,116	28,587	529

（注） 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法第３編第４章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。

ただし、分収造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

（単位　面積：ha　材積：立木地はm^3、竹林は束）

地															
天然林											竹林	無立木地			
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林			総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				
124,305.41	7,726.16	116,579.25	1,725.08	180.07	1,545.01	35.77	6.61	29.16	122,544.56	7,539.48	115,005.08	2,027.11	9,560.81	4,439.45	5,121.36
18,310,786	1,991,821	16,318,965	245,534	45,369	200,165	4,782	1,037	3,745	18,060,470	1,945,415	16,115,055	2,023,448			
55,779.01	1,860.62	53,918.39	319.13	33.66	285.47	4.54	1.49	3.05	55,455.34	1,825.47	53,629.87	846.63	3,699.54	1,653.66	2,045.88
8,049,065	454,923	7,594,142	47,217	8,311	38,906	813	360	453	8,001,035	446,252	7,554,783	937,203			
717.55	68.95	648.60	53.07	1.70	51.37	1.24	1.24	－	663.24	66.01	597.23	0.03	166.53	0.16	166.37
110,981	18,717	92,264	7,336	328	7,008	286	286	－	103,359	18,103	85,256	80			
3,993.12	187.31	3,805.81	28.46	3.36	25.10	0.55	0.12	0.43	3,964.11	183.83	3,780.28	10.50	447.41	214.23	233.18
594,937	47,953	546,984	4,096	833	3,263	93	35	58	590,748	47,085	543,663	11,035			
95.08	－	95.08	1.46	－	1.46	－	－	－	93.62	－	93.62	－	8.52	7.41	1.11
11,450	－	11,450	216	－	216	－	－	－	11,234	－	11,234	－			
50,973.26	1,604.36	49,368.90	236.14	28.60	207.54	2.75	0.13	2.62	50,734.37	1,575.63	49,158.74	836.10	3,077.08	1,431.86	1,645.22
7,331,697	388,253	6,943,444	35,569	7,150	28,419	434	39	395	7,295,694	381,064	6,914,630	926,088			

3　林業の動向

(3) 森林経営管理権及び森林経営管理実施権の設定状況

（単位 面積：ha）

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	352	353.44	－	－	－
白石市	8	3.24	－	－	－
角田市	58	48.76	－	－	－
柴田町	7	5.87	－	－	－
川崎町	24	20.82	－	－	－
丸森町	244	265.91	－	－	－
仙台市	2	1.70	－	－	－
名取市	**1**	**2.73**	**－**	**－**	**－**
岩沼市	3	0.38	－	－	－
利府町	**5**	**4.03**	**－**	**－**	**－**

（注１）件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載している。
（注２）ゴシック体は今回追加するもの。

４　林地の異動状況（地域森林計画対象森林）

（１）第三次変更時点から１年間の異動状況＊

区分		森林以外から森林への異動（森林の増加）									
		国有林から	原野から	農用地から					新規	その他	計
				田	畑	樹園地	草地	小計			
県総数		－	0.01	－	－	－	－	－	－	183.09	183.10
宮城南部計画区総数		－	0.01	－	－	－	－	－	－	－	0.01
大河原地方振興事務所管内	白石市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	角田市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	蔵王町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	七ヶ宿町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大河原町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	村田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	柴田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	川崎町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	丸森町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
仙台地方振興事務所管内	仙台市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	塩竈市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	名取市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	多賀城市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	岩沼市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	亘理町	－	0.01	－	－	－	－	－	－	－	0.01
	山元町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	松島町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	七ヶ浜町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	利府町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	－	0.01	－	－	－	－	－	－	－	0.01

＊ 令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に異動のあったデータに基づく

（単位　面積:ha）

森林から森林以外への異動（森林の減少）											差引増減	精度向上による増減	合計
ﾚｼﾞｬｰ施設	採石採土	農用地					住宅工場等	道路	その他	計			
		田	畑	樹園地	草地	小計							
0.15	－	－	－	－	0.02	0.02	68.56	13.46	11.53	93.72	89.38	△ 495.83	△ 406.45
0.15	－	－	－	－	0.02	0.02	7.63	5.91	6.11	19.82	△ 19.81	48.16	28.35
－	－	－	－	－	－	－	1.10	－	－	1.10	△ 1.10	50.37	49.27
－	－	－	－	－	－	－	1.87	－	－	1.87	△ 1.87	△ 0.48	△ 2.35
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.53	0.53
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 1.37	△ 1.37
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1.37	0.86	0.72	2.95	△ 2.95	0.34	△ 2.61
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 4.25	△ 4.25
0.15	－	－	－	－	0.02	0.02	1.48	0.15	－	1.80	△ 1.80	0.10	△ 1.70
－	－	－	－	－	－	－	0.20	4.90	－	5.10	△ 5.10	5.50	0.40
0.15	－	－	－	－	0.02	0.02	6.02	5.91	0.72	12.82	△ 12.82	50.74	37.92
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 2.61	△ 2.61
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 1.37	△ 1.37
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	1.61	－	5.39	7.00	△ 7.00	0.40	△ 6.60
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.01	－	0.01
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 1.77	△ 1.77
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2.77	2.77
－	－	－	－	－	－	－	1.61	－	5.39	7.00	△ 6.99	△ 2.58	△ 9.57